



島根県報

平成23年10月7日（金）

号外 第 176 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第678号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年10月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	斐川一畑大社線	出雲市河下町44番4地先から同番6地先まで	前	メートル 11.20～ 15.30	メートル 21.50	交通安全工事 拡幅
			後	12.50～ 15.70	21.50	
"	"	出雲市小津町692番1地先から同番7地先まで	前	12.50～ 17.30	20.00	道路改良工事 拡幅
			後	14.70～ 17.30	20.00	
"	"	出雲市小津町682番1地先から同町1153番7地先まで	前	4.80～ 7.30	12.30	出雲県土整備 事務所 道路改良工事 拡幅
			後	6.60～ 7.70	12.30	
"	"	出雲市小津町409番2地先から同町692番3地先まで	前	18.00～ 22.40	40.00	交通安全工事 拡幅
			後	23.70～ 57.70	40.00	
"	"	出雲市小津町682番1地先から同町678番1地先まで	前	4.60～ 16.30	23.80	交通安全工事 拡幅
			後	6.60～ 16.30	23.80	

島根県告示第679号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年10月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	斐川一畑大社線	出雲市小津町412番6地先から同町1153番7地先まで	メートル 341.00	平成23年 10月7日	出雲県土整備 事務所	
〃	〃	出雲市河下町25番地先から同町207番4地先まで	152.00	平成23年 10月7日		
〃	邑南飯南線	邑智郡美郷町宮内1138番5地先から同1137番3地先まで	171.00	平成23年 10月7日	県央県土整備 事務所	